

平成 27 年 11 月 24 日

各 位

会社名 日本調剤株式会社
代表者名 代表取締役社長 三津原 博
(コード番号 3341 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 鎌田 良樹
(TEL. 03—6810—0800)

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 24 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本自己株式の処分の目的】

当社グループは、「真の医薬分業の実現」を企業理念とし、昭和 55 年に会社設立し調剤薬局事業をスタートさせ、現在では、医薬品製造販売事業、医療従事者派遣・紹介事業、情報提供・コンサルティング事業、など医療業界を幅広くカバーする企業集団として、事業活動範囲を着実に広げております。

昨今我が国では、政府の各種会議などで社会保障関連の制度改革等に向けた検討・再整備が急速に進められており、医療・医薬品業界を取り巻く環境は大きな転換点を迎えようとしております。当社グループは、こうした大きな環境変化を乗り越え、さらなる飛躍に向けた強靱な事業基盤を構築することを目標に据えた新たな中期経営計画を本年 4 月にスタートさせました（平成 30 年 3 月までの 3 年間）。新たな中期経営計画では、製造と販売を車の両輪とする、競合他社にはないビジネスモデルをさらに強固なものとし、次なるステージでの飛躍に向けた先行投資などを、各事業分野において積極的に展開してまいります。

こうした中、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、社会保障を歳出改革の重点分野に据え、社会保障給付の増加抑制に向け着実に改革を進めるとされ、改革の一つとして、ジェネリック医薬品の数量シェアの目標値を、“平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする”ことが明記されました。医療費増加抑制策の重要な柱の一つとしてジェネリック医薬品の使用促進が従来にも増して強力に進められ、ジェネリック医薬品市場が今後急速に拡大することが予想されております。

このような状況を踏まえ、医薬品製造販売事業を担う当社の子会社である日本ジェネリック株式会社では、今後のジェネリック医薬品市場の急速な拡大を飛躍的な業容拡充につなげるとともに、ジェネリック医薬品メーカーとしての安定供給責任を果たすべく、生産設備の増強に向け、本年 9 月につくば第二工場の建設を決定し、100 億錠を超えるグループ生産体制（年間最大生産能力）の実現を目指しております。

今回の資金調達には、当社グループの次なるステージでの飛躍に向けた事業基盤構築の重要な柱の一つであるジェネリック医薬品製造販売事業における生産体制の強化・拡充を目的としたつくば第二工場の建設資金、及び社債償還資金に充当する予定としております。さらに、自己株式の処分を活用した資金調達は、当社グループの財務基盤の強化にも資するものであります。

これらのさまざまな成長戦略の推進により、当社グループの企業価値をさらに高めてまいります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,750,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年12月2日(水)から平成27年12月7日(月)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成27年12月9日(水)から平成27年12月14日(月)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長三津原 博に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 250,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から250,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 三津原 博に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 250,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 処 分 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お
決 定 方 法 け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 割 当 先 み ず ほ 証 券 株 式 有 限 公 司
- (4) 申 込 期 間 （ 申 込 期 日 ） 平 成 27 年 12 月 29 日（火）
- (5) 払 込 期 日 平 成 27 年 12 月 30 日（水）
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 三津原 博に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による自己株式の処分も中止する。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 250,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、250,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 27 年 11 月 24 日（火）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 250,000 株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成 27 年 12 月 30 日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 27 年 12 月 22 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われなない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

- | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------|
| (1) 現在の自己株式数 | 2,002,708 株 | （平成 27 年 11 月 24 日現在） |
| (2) 一般募集による処分株式数 | 1,750,000 株 | |
| (3) 一般募集後の自己株式数 | 252,708 株 | |
| (4) 本件第三者割当自己株式処分株式数 | 250,000 株 | （注） |
| (5) 第三者割当後の自己株式数 | 2,708 株 | （注） |

（注）前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対し、みずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式の処分による手取概算額合計上限 9,210 百万円については、7,210 百万円を平成 29 年 3 月末までに当社子会社である日本ジェネリック株式会社におけるジェネリック医薬品等の生産能力増強のための新工場建設への投融資資金に、2,000 百万円を平成 28 年 7 月までに社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

なお、上記手取金は、実際の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

また、当社グループの主な設備投資計画は、平成 27 年 11 月 24 日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成 27 年 10 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

セグメント の名称	会社名または事業所 名	所在地	設備の内容	予算金額 (百万円)	既支払額 (百万円)	今後の 要支払額 (百万円)	資金調達方法	着工予定 年月	完成予 定年月
医薬品 製造販売 事業	日本ジェネリック(株) つくば第二工場	茨城県 つくば市	医薬品等の 製造設備	17,200	—	17,200	自己株式処分資 金、自己資金及 び借入金	平成 27 年 12 月	平成 30 年 3 月

(注) 1. 金額には消費税等は含まれていません。

2. 当設備投資は 3 期に分けて行う予定の工事のうち、第 I 期工事に係るものであり、第 II 期以降につきましても、今後の市場動向及び生産・販売状況等を注視しつつ、順次機動的に進めてまいります。第 III 期工事完了後の年間最大生産能力は 100 億錠を計画しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の自己株式処分を活用した資金調達により、医薬品製造販売事業の事業基盤強化を図ると共に、当社グループの財務基盤の改善により中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題の一つとして捉えており、成長性を確保するための内部留保も十分に考慮しながらも、各期の経営成績に連動した形で最大限株主の皆さまに対して利益還元を図っていくことを基本方針としております。また、当社は中間配当と期末配当の年 2 回の配当を行うことを基本方針としており、これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途といたしましては、中長期的な事業拡大を鑑みつつ、事業内容の原資として利用することとしております。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
1株当たり連結当期純利益	25.67円	262.48円	388.96円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	70.00円 (35.00円)	70.00円 (35.00円)	70.00円 (35.00円)
実績連結配当性向	272.7%	26.7%	18.0%
自己資本連結当期純利益率	1.3%	12.4%	16.6%
連結純資産配当率	3.4%	3.3%	3.0%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
 2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計の期首と期末の平均)で除した数値です。
 3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額(期首と期末の平均)で除した数値です。
 4. 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記記載の数値は、当該株式分割を考慮しておりません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	2,675円	2,205円	2,691円	6,140円 □4,500円
高 値	3,270円	3,470円	7,150円	12,850円 □5,700円
安 値	1,952円	2,099円	2,591円	5,780円 □4,225円
終 値	2,255円	2,665円	6,110円	9,120円 □5,000円
株価収益率	87.85倍	10.15倍	15.71倍	—

- (注) 1. 平成28年3月期の株価については、平成27年11月20日(金)現在で表示しております。
 2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。
 3. 平成28年3月期の□印は、株式分割(平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割)による権利落ち後の株価であります。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である三津原博及び三津原庸介は、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分並びに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。